

議案第 8 4 号

専決処分の承認について(相模原市市税条例の一部を改正する条例)
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 2 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎



専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

相模原市長 本 村 賢 太 郎



相模原市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に地方税法(昭和25年法律第226号)が改正されることに伴い、軽自動車税の種別割の税率に係る規定の改正及び同法の条項を引用する規定の整理をする必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例の一部を改正する条例

相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第31条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「リットル以下のもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「リットルを超えるもの」の次に「(ウに掲げるものを除く。)」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0

キロワット以下のもの 年額 2,000円

附則第4条の2第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第31条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

相模原市市税条例の改正の概要

1 改正の内容

軽自動車税の種別割の税率に係る規定の改正(第 3 1 条関係)

二輪の原動機付自転車のうち総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0 キロワット以下のものに係る軽自動車税の種別割の税率を年額 2, 0 0 0 円とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとするもの